

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

冬の身近な危険について！

今年の冬は、節電のためにエアコンなどの電気暖房器具の使用を控えて、ガスや灯油による暖房に変更する方も多くなると考えられます。

しかし「燃焼」伴う器具を室内で換気せずに使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を引き起こすことがあります。消費者庁では、冬の季節における暖房器具の事故事例を紹介し、消費者に注意を呼びかけています。

消費者庁 <http://www.caa.go.jp>

「燃焼」を伴う暖房器具を使う際は、 一酸化炭素中毒にご注意を！

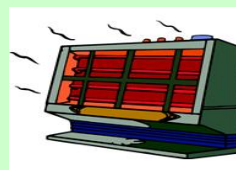
頭痛・耳鳴・めまい・吐き気など、暖房器具等を使用中に、体に何らかの違和感を覚えた場合は、すぐに使用をやめて、十分な換気を行いましょう。



最近の家屋は気密性が高くなっています。長時間に渡り、窓等を閉め切ったままでの使用は危険です。1時間に1回、1～2分程度の換気を行いましょう。



古い暖房機器は、部品が劣化して不完全燃焼を起こしやすくなっています。少しでも器具の具合が悪と思ったら、使用を中止し、安全装置の付いた新製品に交換しましょう。



§ 消費者センター主催の消費者講座を開催します。

◆ 消費者と業界の懇談会「食品表示フォーラム“食品表示から分かること”」

日時：2月8日（水）午後2時から4時まで 会場：区役所庁舎131会議室（13階）

内容：食品表示についての解説及び消費者・食品事業者・行政との意見交換

申込み：電話ですみだ消費者センターへ 03（5608）1516



宅建業法の「施行規則」が改正！！ 悪質な投資用マンション勧誘への対処法

【相談事例】

職場に投資用マンションの勧誘電話がかかってきた。少し興味があったので話を聞いてしまったが、今の自分に購入できる金額でない事が分かり断った。その後も同じ業者から何度も職場に勧誘の電話が入ったので、「仕事に支障があるので電話をかけないで欲しい」と伝え電話を切ると「勝手に電話を切るな、営業妨害で訴えるぞ。」と恫喝された。

【アドバイス】

投資用マンションなどの悪質な勧誘に関する相談が増加しています。マンションの勧誘・販売などの不動産取引は、宅地建物取引業法（略称：宅建業法）によって規制されていますが、トラブルが減少しないため、消費者を保護するために宅建業法に次の禁止規定が加えられ、昨年10月1日から施行されています。

- ・勧誘に先立って、会社名・勧誘者氏名・勧誘目的である旨を告げずに勧誘すること
- ・相手が契約しない（又は勧誘行為を希望しない）旨の意思表示をしたにも関わらず、勧誘を継続すること
- ・通常、迷惑を覚えさせるような時間帯に、電話や訪問での勧誘を行うこと

これらの禁止規定に違反したと認められる場合は、宅建業法に基づく業務停止命令や行政処分の対象となります。

◎ 悪質な勧誘業者への対処方法は！

- ① 会社名が特定できれば、免許行政庁に違反行為を通報する事ができます。勧誘の話を聞く場合は、事前に必ず事業者名を確認しましょう。
- ② 電話勧誘の場合、契約をする気が無ければ、「必要ありません」「お断りします」と告げて電話を切りましょう。勧誘を断る行為は営業妨害には当たりません。
- ③ 自宅や職場に押しかけ、恫喝等をされた場合は、すぐに110番通報して下さい。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上二丁目12番7号 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前

